

# 沖縄地方建設リサイクル推進計画2015

平成28年3月

沖縄地方建設副産物対策連絡協議会

## 目次

1. 本計画の位置づけ	1
(1) 計画策定の背景と目的	
(2) 計画の実施主体と対象	
(3) 計画のフォローアップ	
2. 中期的に目指すべき方向性	4
(1) 主要課題	
(2) 品目毎の課題	
(3) 目標設定	
3. 沖縄地域の建設リサイクル推進に向けて重点的に取り組む施策	15
(1) 建設発生木材の再資源化・縮減の促進	
(2) 建設汚泥の再資源化・縮減の促進	
(3) 建設混合廃棄物の再資源化・縮減の促進	
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策	17
(1) 情報管理と物流管理	
(2) 関係者の連携強化	
(3) 理解と参画の推進	
(4) 建設リサイクル市場の育成	
(5) 技術開発等の推進	
(6) 発生抑制	
(7) 現場分別	
(8) 再資源化・縮減	
(9) 適正処理	
(10) 再使用・再生資材の利用	

# 1. 本計画の位置づけ

## (1) 計画策定の背景と目的

### ① 背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正。以下、資源有効利用促進法）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）」によって、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、沖縄県における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には88.3%（全国92.2%）、平成20年度には92.6%（全国93.7%）とさらに向上した。

加えて、「沖縄地方建設リサイクル推進計画2009（以下沖縄版推進計画2009）」という）では、計画の基本的考え方として、「①関係者の意識の向上と連携強化」、「②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」、「③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の3つを柱に据え、それに基づき様々な角度から各種施策展開を図った結果、平成24年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率は96.7%（全国96.0%）と着実に向上した。

また、3Rの第一に掲げられる発生抑制についても、平成24年度の建設廃棄物の排出量が66万トンと平成20年度より25.8%減少しており、取り組みの成果が上がっている。

なお、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後国際交流拠点形成、幹線道路ネットワーク構築等に基づく、港湾空港整備及び道路整備等の実施や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

## ②計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国及び地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進すること目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」（以下、「全国推進計画2014」という）が策定された。

沖縄地方の取り組みについては、「全国版推進計画2014」及び「平成24年度沖縄建設副産物実態調査」を踏まえ、沖縄地方の目標設定、具体的な取り組みを定め沖縄地方建設副産物対策連絡協議会（以下、「協議会」という）関係機関が適切な建設リサイクルを推進するため、「沖縄地方建設リサイクル推進計画2015（以下沖縄版推進計画2015）」という）を策定した。

## （2）計画の実施主体と対象

本計画は、協議会関係機関である沖縄総合事務局や沖縄総合事務局以外の国の機関、地方公共団体、独立行政法人等が実施する国土交通省及び本協議会の構成機関が所管する公共工事を直接の対象としているが、民間などが行う建設工事においても、協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、本計画の計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4カ年とする。

### (3) 計画のフォローアップ

#### ① 実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、建設副産物物流のモニタリング調査や、従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価する。

これらのフォローアップや取組み、施策の具体化にあたっては、協議会の活動等を通じて、効果的な施策の実施を図ることとする。

#### ② 計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2. 中期的に目指すべき方向性

### (1) 主要課題

#### ① 将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

沖縄県では昭和47年の本土復帰以降に社会資本整備が急速に行われてきた。今後、老朽化する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の利用を図る対策が必要である。また、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれる建設発生土についてもその有効利用の促進が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減するなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決方策を重点的に実施すべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大、国際交流拠点形成、幹線道路ネットワーク構築等に基づく、港湾空港整備及び道路整備等の関連工事が展開される。特に維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われ、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が類似していることから、将来的な大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制を構築しておくことが有効である。

#### ② 循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第4次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- 1) 廃棄物等について、①発生抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 2) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目し

た取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。

- 3) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

などが掲げられた。

また、「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、平成42年頃までに次のような循環型社会の形成を目指すとしている。

- 1) 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
- 2) 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築
- 3) 資源効率性の高い社会経済システムの構築
- 4) 安全・安心の実現
- 5) 国際的取組

このうち、2)に位置付けられている「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。

また、建設副産物は、その重量や容積が大きいいため、広域的なりサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切ななりサイクルを推進することも必要となってくる。

さらに、国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」において、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、「循環型社会の形成に向けた取組の推進」を位置づけている。

これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本としつつ、沖縄版推進計画2009で示された「関係者の意識の向上と連携強化」、「持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開」、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の観点の施策を引き続き推進していく。

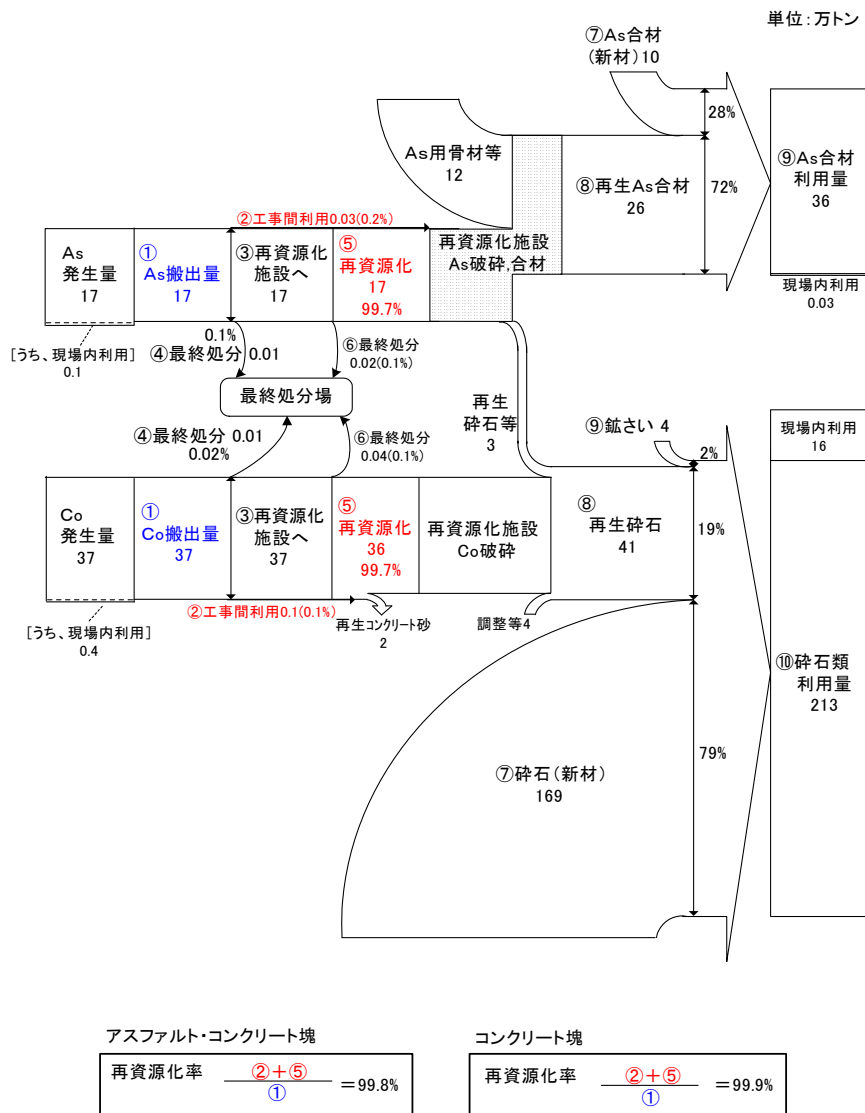
## (2) 品目毎の課題

建設副産物の品目毎の再資源化・縮減率の更なる向上を図るため、現在の品目別リサイクルフローより課題とその要因を分析する。

### 1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊のリサイクルフローは以下のとおりである。

現時点で99%以上再資源化率を達成しており、相当レベルの目標達成状況である。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

### コンクリート (Co) 塊のリサイクルフロー



## 2) 建設発生木材

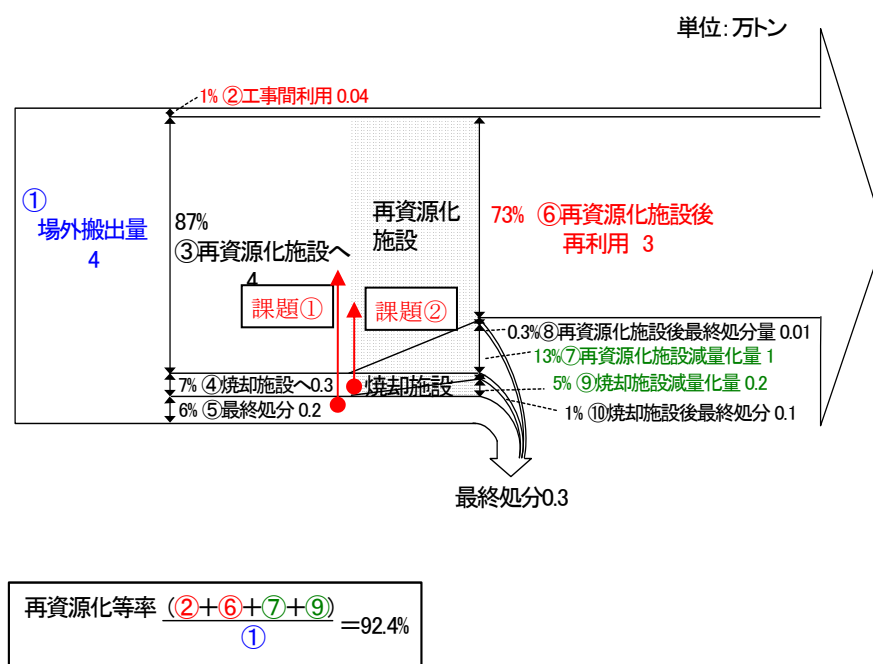
建設発生木材のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分6%を再資源化施設へ搬出できていない

➤木材と金属（蝶番、ドアノブ等）の分別に手間がかかるため、分別されずに直接最終処分場へ搬出されているものがある。

課題2：焼却施設へ搬出される木材7%は、熱エネルギー回収の促進が必要。

➤熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能。



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

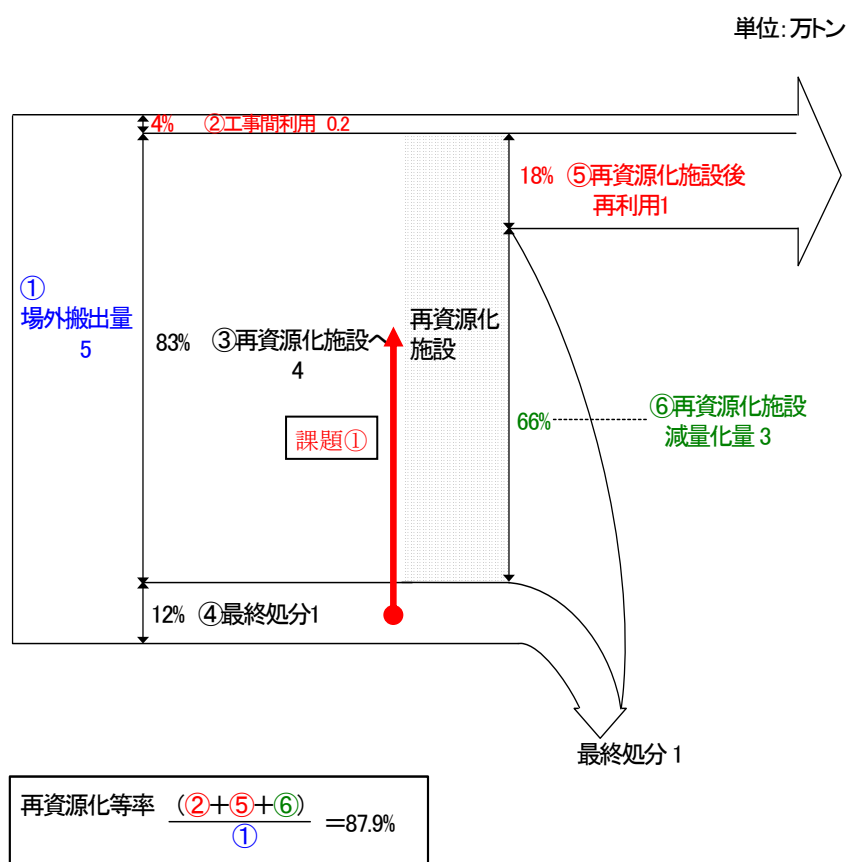
建設発生木材のリサイクルフロー

### 3) 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1：直接最終処分 12% を再資源化施設へ搬出できていない

➤汚泥に異物（草木、空き缶、ビニール等）が混在しており、除去されずに直接最終処分場へ搬出されているものがある。



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

#### 4) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分50%を再資源化施設等へ搬出できていない

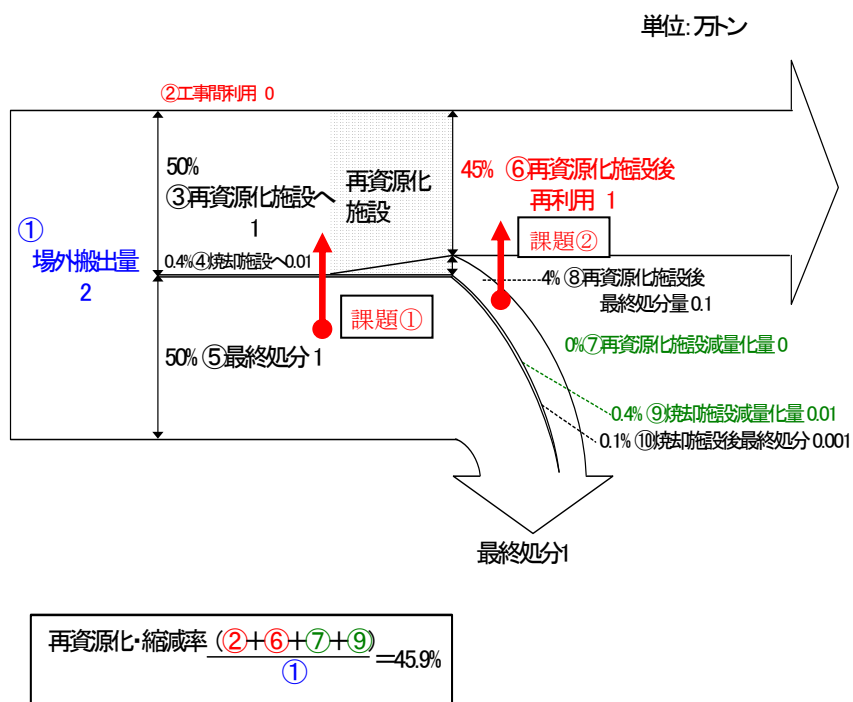
➤直接最終処分場している混合廃棄物の中には、分別可能（表土を含んだ草木、石膏ボード）なものが含まれている。

課題2：施設経由処分4%の再資源化を促進できていない

➤再資源化施設によっては、受入量の大半を最終処分場に搬出している施設が存在している。

課題3：指標が工事量に影響され、適切な評価が困難

➤経済動向や社会情勢等により建設工事量変動するため、現在の指標である排出量の実数（t）では、適切な評価ができない。



出典：平成 24 年度 建設副産物実態調査（国土交通省）

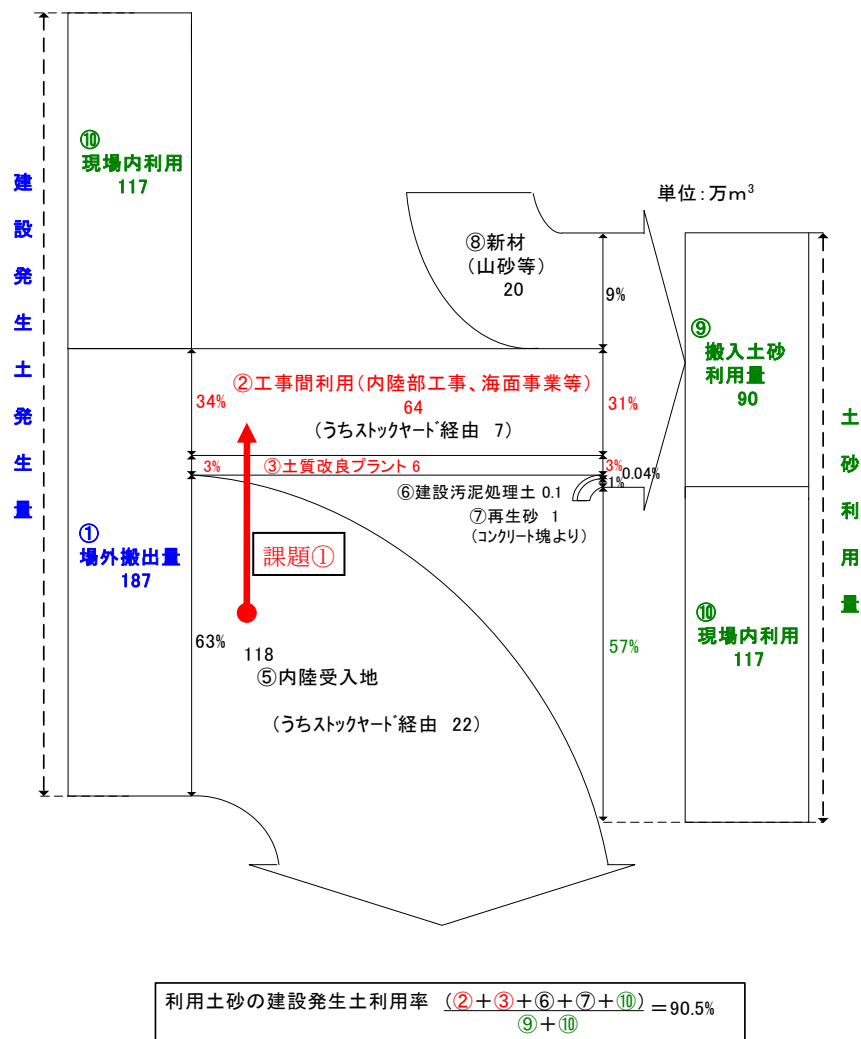
#### 建設混合廃棄物のリサイクルフロー

5) 建設発生土

建設発生土のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：内陸受入地への搬出63%を工事間利用できていない

➤これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分であるため、工事間利用されずに、内陸受入地へ搬出されている場合がある。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

### (3) 目標設定

「平成24年度建設副産物実態調査」結果によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96.7%と高い水準にあることから、更なる建設リサイクルの推進にあたっては、費用を過大にかけるのではなく、今後は費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.8%、コンクリート塊の再資源化率は99.9%と、十分に高い水準にある。

また、建設混合廃棄物は、平成24年度排出量を平成17年度比30%削減する目標に対し、実績値は35%削減となっており、目標を達成している。

一方で、建設発生木材については、平成24年度実績値が再資源化率73.8%（目標値77%）、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率は92.4%（目標値95%）まで向上したものの、目標を達成できていなかった。

今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェックの強化が必要である。

さらに、建設発生木材といった目標未達成品目ならびに他よりも目標設定が低かった、建設汚泥や建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。

また、「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会を形成していくため、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」のそれぞれにおいて、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」といった指標を定めて進捗管理を行っている。すなわち、「入口」においては「ものを有効に利用する」こと、「循環」においては「循環利用量の占める割合を増加させる」こと、「出口」においては「最終処分量を減らす」こと、を目指すこととしている。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っている。しかしながら、排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。

あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。

また、建設発生土相互有効利用システムを活用した建設発生土の民間工事を含めた工事間利用を促進する。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、後述する施策を着実に実行しつつ設定する。

### ○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値98%以上に対して、両品目とも実績値99.8%、99.9%と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように設定する。

【再資源化率 平成30年度目標値 アスファルト・コンクリート塊99.8%以上  
コンクリート塊99.9%以上】

### ○建設発生木材

再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%以上に対して、実績値92.4%と目標達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 95%以上】

### ○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値82%に対して、実績値87.9%と目標達成しているものの、他の品目に比べて再資源化・縮減率が低いことから、もう一段高い数値目標を設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 90%以上】

### ○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標を設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標を設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値 3.0%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値・・・平成24年度3.0%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 50%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値・・・平成24年度45.9%

### ○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値96.7%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないよう設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 96%以上】

#### ○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの「利用土砂の建設発生土利用率」（土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合）から「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合）の指標に変更の上、目標設定する。

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値 80%以上】

（参考1）建設発生土の建設工事における有効利用率の実績値（H24年度61.5%）に、内陸受入地分の約1/3は採石場跡地復旧や農地受入等が含まれているとみなして平成30年度目標値を設定した。

（参考2）内陸受入地分の約1/3を考慮した有効利用率の推定値  
・・・平成24年度74.4%

### 本計画の目標

対 象 品 目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.8%	99.8%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.9%	99.9%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.4%	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	87.9%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 45.9%	3.0%以下 50%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.7%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	74.4% ※2	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

※2：建設発生土の平成24年度（実績）の推定値は74.4%（前ページ参照）



### 3. 沖縄地域の建設リサイクル推進に向けて重点的に取り組む施策

本計画において設定した目標を達成するためには、建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図る必要がある。

沖縄地域においては、平成24年度目標値に対する実績値及び本計画において設定した目標を踏まえ、「建設リサイクル推進計画2014」（平成26年9月、国土交通省）において策定した新たに取り組むべき重点施策と合わせて、個別品目毎の重点的な取り組みとして、次の施策を実施する。

#### (1) 建設発生木材の再資源化・縮減の促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできている。また、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。大気中に放出している熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、建設発生木材の再資源化施設への搬出を促進するため、工事の受発注者に対し現場分別及び再資源化施設への搬出の徹底について協力を依頼すると共に、再生利用が困難な木材においては、サーマルリサイクルを行っている焼却施設へ搬出を徹底するよう協力を依頼する。また、単純焼却を行っている施設においては、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。

#### (2) 建設汚泥の再資源化・縮減の促進

建設汚泥処理土は建設発生土と利用用途が競合するうえ、客観的性状が同様であるにも関わらず法的位置づけが異なり、再生利用が進んでいない。

汚泥には異物（草木、ビニール、空き缶）が混在しており、除去されずに直接最終処分場へ搬出されているものもある。また、再資源化施設に搬出する場合においては、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

これらの課題の解決のため、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、工事の受発注者に対し、仮設ヤード等で汚泥に混在した異物除去の徹底及び再資源化施設への搬出の徹底について協力を依頼すると共に、再資源化・縮減率が高い優良な再資源化

施設への搬出の推進についても、同様に働きかける。また、建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。

### **(3)建設混合廃棄物の再資源化・縮減の促進**

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出される場合や、直接最終処分場に搬出されているものが見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

これらの課題の解決のため、工事の受発注者に対し、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての再資源化施設への搬出の徹底を依頼し、建設混合廃棄物の搬出量を削減するとともに、分別が困難（釘等の金属片が混入）な場合は再資源化施設へ搬出するように依頼する。

また、再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出について協力を依頼する。

## 4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策

「沖縄版推進計画2009」により、建設リサイクルに係る各種施策が総合的に実施された結果、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に進展された。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、中長期的な課題等を踏まえ、下記の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

### (1) 情報管理と物流管理

建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

#### ①建設副産物実態調査の実施による実態の把握

### (2) 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者間で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは必ずしも言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

また、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさを考慮した設計、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用への取り組みについては、まだ十分とは言えない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

#### ①沖縄地方建設副産物対策連絡協議会の開催

#### ②建設発生土情報交換・建設副産物情報交換各システムの積極的な導入・活用

#### ③公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底

### (3) 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み実態、取り組み状況の把握に努めるとともに、その成果等について広く国民にPR、公表を行い、建設リサイクルへの理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①建設副産物実態調査の実施による実態の把握
- ②3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実
- ③建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施
- ④契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容の明示

### (4) 建設リサイクル市場の育成

健全なりサイクル市場を育成していくため、建設リサイクル市場に参加する企業にはリサイクルに資する技術とともに、高い資質を有していることが求められる。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設廃棄物については、需給動向に注意が必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①沖縄県リサイクル資材（通称「ゆいくる材」）の活用促進

### (5) 技術開発等の推進

建設リサイクルの推進においては、以前にも増してリサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となっており、そのための評価方法も含めた技術開発が期待される場所である。

とくに、建設廃棄物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するた

めの技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ① 3 R 推進功労者等表彰、3 R モデル工事等の充実（再掲）

## (6) 発生抑制

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ① 予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理の実施
- ② 官庁施設について、適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を実施

## (7) 現場分別

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等、他の建設廃棄物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ① 解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進
- ② 適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実

## (8) 再資源化・縮減

各品目の再資源化・縮減を促進していくためには、それぞれの課題を踏まえた対策を実施する必要がある。

建設混合廃棄物については、他の品目に比べて建設工事現場や中間処理・再資源化

施設での分別等、リサイクルが技術面でも手間がかかることから、その一層の推進が必要である。

また、廃石膏ボードのリサイクルについても十分リサイクル体制が十分整っていないことから、引き続き取り組みを推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

#### ①建設副産物実態調査の実施による実態の把握（再掲）

### (9)適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起こる要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やCCA処理木材、PCB廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

#### ①他省庁と連携した建設業者の指導・監督体制の強化

### (10)再使用・再生資材の利用

社会資本整備は、大量の資源投入を必要とするものであり、それに見合った再生資源の利用が期待される分野でもある。

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進することが必要である。

建設資材等の再使用については、理解促進を促し、利用促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

コンクリート塊については、本土の大都市圏においては、建築物の解体に伴うコンクリート塊の発生量が増加し、再生クラッシャーランの滞留懸念がある。沖縄地方においては、再生クラッシャーランの滞留懸念は顕在化していないが、今後必要に応じて、再資源化施設におけるストック状況等物流の把握が必要である。

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた中期的な需給バランスの改善を図るための取り

組みが必要である。

一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の2割強を新材に頼っている実態もある。

また、災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①グリーン購入法に基づく調達を推進する。
- ②必要に応じて再資源化施設におけるストック状況等物流を把握する。